Ⅲ　農薬適正使用

農薬による病害虫・雑草の防除は、農作物の生産に当たって不可欠な手段である上、公園・緑地など農作物生産の場以外でも使用されている。しかし、取扱いを誤ると人や家畜、蚕やミツバチ、水域の生活環境動植物、その他有用動植物や周辺環境に対し、直接的、間接的に影響を及ぼす恐れがあるので、製造、販売、購入、運搬、保管、使用方法、廃棄などその取扱いについては、「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「食品衛生法」、「消防法」、「環境基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）」等によって種々の規制がなされている。

農薬の使用、保管に当たっては、農家だけでなくすべての使用者は、その使用場所のいかんを問わずこれらの法律等を守り、良識と細心の注意をもって取り扱うことが重要である。

関係法令の内容については、Web（https://www.s-boujo.jp/）を参照する。
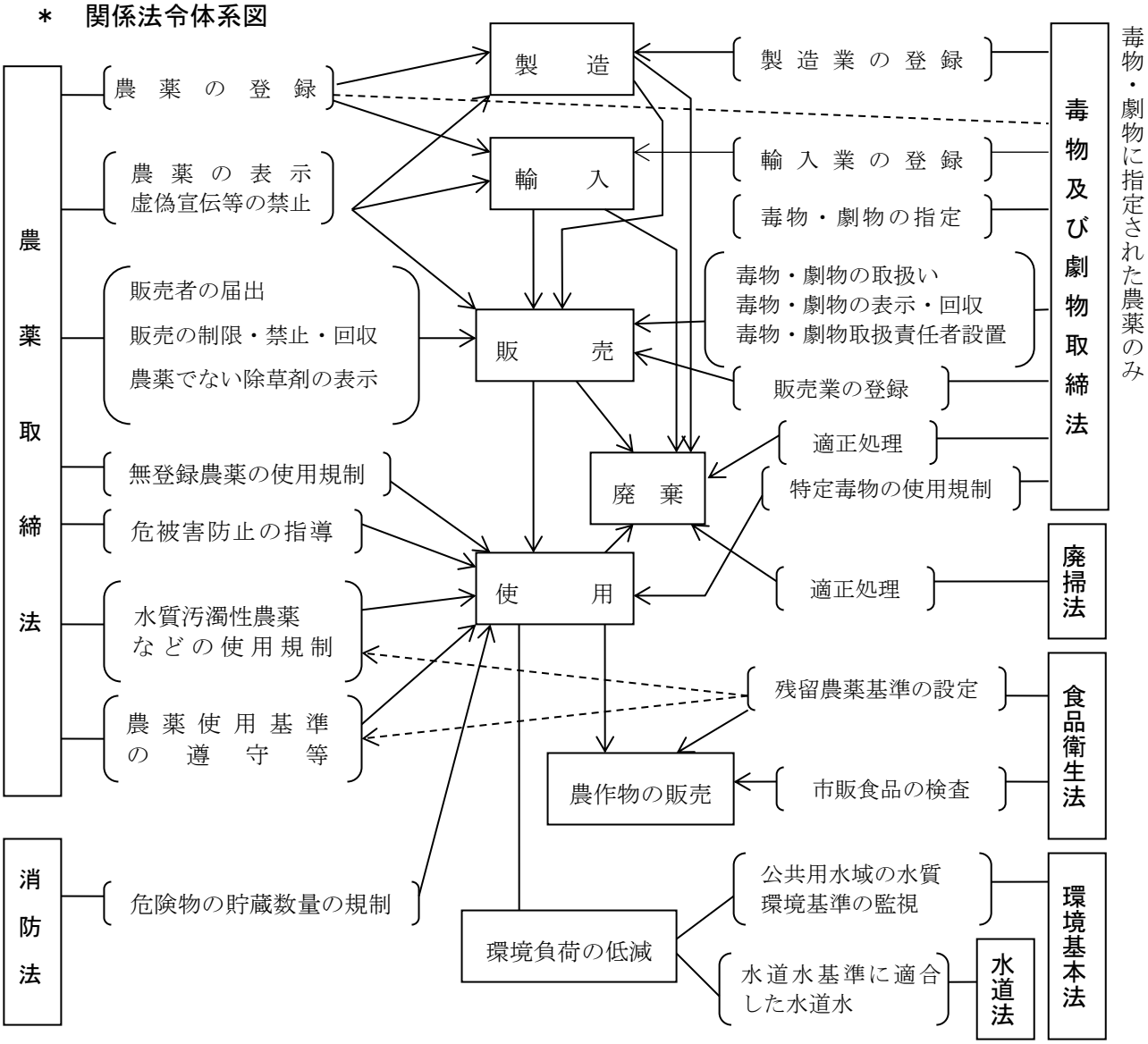
＊　関係法令体系図